

東郷町給食センター給食用物資納入業者登録要領

1 目的

東郷町給食センター給食用物資納入業者の登録に関し、必要な事項を定め納入物資の円滑と適正を図ることを目的とする。

2 申請資格

給食用物資納入業者として登録申請を希望するものは、次項に定める基準に適合し、かつ、別添給食用物資納入仕様書を遵守できるものであること。

3 基準

- (1) 事業所又は営業所が東郷町内又は付近にあること。ただし、必要な給食用物資の調達が困難な場合はこの限りでない。
- (2) 食品衛生に必要な施設設備を持ち、従業員の衛生管理等が十分に行われていること。
- (3) 保健所の食品衛生監視票採点が60点以上（食品衛生監視票の対象でない事業者を除く。）であり、食品に関する法律及び諸規定が守られていること。
- (4) 所要量を指定の日時に給食センターへ確実に供給できること。
- (5) 保育園給食事業及び学校給食事業の趣旨を十分に理解し、協力的であること。
- (6) 納税義務が履行されていること。
- (7) その他必要な基準事項が守られていること。

4 申請手続き

- (1) 申請書（様式1）
- (2) 添付書類
 - ア 履歴事項全部証明書（法人のみ）
 - イ 営業証明書（個人のみ）
 - ウ 営業許可書の写し（県知事等の許可を必要とするもの）
 - エ 食品衛生監視票の写し（令和8年4月1日を基準に1年以内に実施したもの）
 - オ 納税証明書（未納がないことの証明書（国税・県税・市町村民税）令和8年4月1日を基準に6か月以内に取得したもの）※写し可
 - カ その他東郷町教育委員会が提出を求める書類等

5 登録決定

- (1) 登録業者の決定は、東郷町給食センター運営委員会の審議後、東郷町教育委員会の承認を得て決定する。決定後は、承認を得た業者に対し登録通知書を発行する。
- (2) 登録通知書を受けた事業者は、別に定める誓約書を提出すること。

6 登録期間

東郷町教育委員会の承認を受けた日から令和10年8月31日まで

※ 取引に係る期間は、令和8年9月使用分から令和10年8月使用分までとする。

7 申請書類の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は令和8年5月13日付け消印まで）
- (3) その他 書類不備等がある場合は受付できない場合があります。